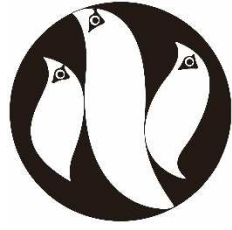


NO. 716  
令和2年(2020)  
7/1 (水)



# 小笠原 —OGASAWARA— 村民だより

編集・発行 小笠原村総務課

〒100-2101

東京都小笠原村父島字西町

TEL04998(2)3111

FAX04998(2)3222

### ホームページアドレス

<https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

### 小笠原の花・木・鳥・魚

花	ムニンヒメツバキ	木	タコノキ
鳥	ハハジマメグロ	魚	アオムロ

### 住民基本台帳登録者数 (6/1)

	2,604人	
	父島	母島
人口	2,152人	452人
世帯	1,218	276

### 5月気象状況(父島)

最高気温	26.2℃
最低気温	22.6℃
平均気温	24.3℃
平均湿度	90%
月降水量	189mm

### ダム貯水率

6/22現在	
父島	100/100
母島	94.7/100

## 小笠原版 「新しい日常」の過ごし方 小笠原村における社会生活・経済活動 の再開に向けた行動指針

村では、新型コロナウイルス感染症対策が長期化することを見据えた上で、6月中は引き続き来島自粛や上京自粛をお願いしてまいりましたが、7月からは段階的な来島者の受け入れを再開します。

今後は私たち村民や来島する皆さんが、感染症対策をお互いに十分とった上での行動をお願いいたします。

このお願いにあたり、小笠原村の特性を加味した村内での行動指針をとりまとめましたので、この指針を目安に、日々の生活を過ごしていただければと思います。

なお、この指針は目安であり、どのような場面でも一律にお願いするものではありません。それぞれの立場や業態、日頃からの人との接する状況の違いなどによって、感染防止策を緩和することもあれば、一方でより厳密にしなければならぬということもあるかと思えます。

どこにおいても感染のリスク（危険性）をゼロにすることはできませんが、この行動指針をもとに、小笠原村の日常が少しでも安心安全となり、そして活性化するように皆さんの力を合わせて頑張りましょう。

小笠原村長 森下一男

なお、小笠原村における「新しい日常」とは、「村民も来島者も、それぞれの場所や場面で新型コロナウイルス対策を行うことで感染のリスクを下げ、島で暮らすこと、島で過ごすこと」と定義します。

### 1 村民の行動指針

#### (1) 村内での日常行動

基本は、新型コロナウイルス対策をしながらこれまでの日常に少しでも近づけるようにしたいと考えていますが、「密閉、密集、密接」の3密を避ける工夫を、それぞれの場所や場面で考え、実施することが重要です。

ア 人との間隔は2メートル、人の集まるところでマスクの着用、こまめな手洗いや手指の消毒をお願いします。

イ 買い物はなるべく空いている時間帯に、距離を保ちながら、また入港日の買い物は必要な物を、手早く、店内での会話を避けて買いましょう。商店ごとに新型コロナウイルス対策が示されていれば、それに従ってください。

ウ 飲食店では、飲食店ごとの新型コロナウイルス対策に沿って利用しましょう。なお、換気が悪い（密閉）、混雑している（密集）、隣の席が近い（密接）場所は避けましょう。

エ 屋内でのスポーツ・文化活動は、徐々に再開を目指しますが、特に呼吸が激しくなるスポーツや音楽活動などはしばらく活動制限の継続をお願いします。なお、各サークル・グループ等におけるの新型コロナウイルス対策を行ったうえで再開案（換気や距離、活動時間、動きの制限などの配慮）があれば、施設担当者に提案してください。検討させていただきます。

オ 定期船の歓迎・見送りは必要最低限とし、密集とならないように人との距離を保ちましょう。

(2) 上京または帰島した時の行動  
今後、上京する機会が増えてくるかと思えますが、国内の新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、上京する場合は、感染リスクの低い行動を心がけてください。

ア 上京したときの行動  
基本的な行動は村内の日常行動と同じと考

えていますが、都道府県ごとに行動指針が出されている場合がありますので、お出かけになる地域の指針も参考にしましょう。なお、緊急事態宣言が再度発出された場合は、対象都道府県にはできる限り行かないようにしましょう。東京都が再度対象になった場合は、上京を控えるなど、より一層の配慮が必要で

す。  
出かけた先での施設・店舗利用では、それぞれの新型コロナウイルス対策に従いましょう。また、これまでにクラスター（集団感染）の発生した業態の施設の利用は控えましょう。

イ 帰島してからの行動  
新型コロナウイルスに感染した場合、平均で5〜6日、最大14日程度で発症するといわれています。もし感染していた場合は、感染拡大を防ぐことが大事です。

これまでは、「帰島後は竹芝出港日から14日間の不要不急の外出自粛」をお願いしてきました。  
これからは、一律に不要不急の外出自粛をお願いするのではなく、上記の「(1) 村内での日常行動」を参考に、帰島から2週間の行動について、それぞれの生活や職場で自粛行動をプラスしていただけるようお願いいたします。

帰島後のプラスの行動例としては、  
・ 日々の検温をしっかりと行う。  
・ 外出時だけでなく家庭でもマスクを着用する。  
・ 散歩などの外出は人の少ない時間帯・場所にする。  
・ 発症したときに重症化しやすいといわれる高齢者の方との接触をしばらく避ける。  
・ 多くの人と接する行動は控える。  
などが考えられます。

(3) 村内に疑いを含む感染者が発生したら  
医師が診察・診断を行った上での感染疑い

や感染者が発生した場合には、濃厚接触者の調査やその調査結果による自粛要請、施設の利用制限等の措置を行うこととなります。これらの措置は、状況により一部の関係者に止まる場合や村内全体に及ぶ場合が考えられますが、発信された措置に従い行動していただければと思います。

**2 来島者の行動指針**

**(1) 来島者の皆さまへ**

小笠原へ観光や仕事で来島される皆さまも、本土でさまざまな感染対策を実施されたり、求められたりしていると思います。小笠原村はご承知のとおり本土から24時間を要する超遠隔地であり、さらにおよそ週1便の定期船でしか本土に行くことはできません。医療体制も脆弱で、感染疑いや感染者が発生した場合は、軽症なら滞在施設での経過観察、中等症以上なら急患搬送されることになり、村内では感染拡大防止のための調査や制限が行われ、場合によっては再度経済活動が止まることも想定されます。

従って、来島される皆さまには、今までのようなお迎えができないことをご容赦いただくと共に、村内での濃厚接触者を少なくするため、以下のような行動指針に沿って、村民以上の厳しさで村内での滞在をお願いいたします。

ア 来島前、1〜2週間程度のセルフ健康チェック(検温やご自身の体調管理)と行動自粛(濃厚接触者を減らす努力など)をお願いいたします。**体調が悪い方は、来島をあきらめる決断**もお願いいたします。

イ 滞在期間中に必要な**マスクや消毒液などはなるべくご持参**ください。

ウ 定期船の乗船にあたっては、定期船内の新型コロナウイルス対策に従いつつ、**自らもより一層の3密を避ける行動**をお願いします。

エ **入港日の午後は、生活物資を求める村民で商店が混雑します**ので、その時間帯の買

**い物は控えて**いただくようお願いいたします。

オ 宿泊先でも、宿ごとの新型コロナウイルス対策に従っていただき、外食されるときは飲食店利用では特に距離を確保し、少人数利用とし、長時間の利用を控えていただくようお願いいたします。

カ 小笠原の風物詩である島を離れるときの見送りをご覧いただく場合、人との間隔を保つようお願いいたします。

キ **村内での活動履歴を記録**しておいていただき、帰宅後に発症した場合は、村内での感染拡大の防止のために、保健所による調査の際には情報提供をお願いします。

**(2) 観光客の皆さまへ**

ア ガイドツアー等に参加される方や観光施設を利用される方は、それぞれの新型コロナウイルス対策に従った行動をお願いします。

イ 特に、屋内展示施設の利用の際は、他の方との距離を保ち、マスクの着用をお願いします。

**(3) 仕事(研究を含む)関係の皆さまへ**

ア 村内に関係者がいる方々は、関係者との接触を極力避けた行動をお願いします。

イ 竹芝乗船日から14日以内は、宿泊場所と用務場所との往復に努めていただき、外出はあまり人のいない時間帯や場所に留まっていたください。

ウ それぞれの業種や会社の新型コロナウイルスガイドラインがあれば、それに従ってください。

以上、行動指針としてまとめましたが、新型コロナウイルスとの長期戦を前提とした「新しい日常」は始まったばかりです。この指針も随時修正・追加したいと考えています。皆様のご協力をお願いいたします。

●問合せ先 総務課総務係 2-3111

**新型コロナウイルス感染症について**

新型コロナウイルス感染症対策の状況については、本号掲載の各行事の取りやめ、変更が行われることもあります。村民の皆様のご理解をお願いいたします。

①相談・受診前に次のことを心がけてください。

・発熱等の風邪症状が見られるときには、学校や会社を休み外出を控える。

・発熱等の風邪症状がみられたら、毎日・体温を計測して記録しておく。

②次の症状の方は、いきなり診療所に行かず、マスクを着用し外出を控え、新型コロナウイルス受診相談窓口(島しょ保健所小笠原出張所2-2951)にご連絡ください。

○少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

☆息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに御相談ください。

※島しょ保健所小笠原出張所の開設時間は平

日の午前9時〜午後5時までです。それ以外の時間帯は、都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター(03-5320-4592)、つながらない場合は、090-4613-0786にご連絡ください。

③村有施設の一般利用について

7月1日から次の施設の一般利用を再開いたします。利用の詳細については、施設へお問い合わせください。施設利用時には利用者個人での感染症対策もお願いいたします。

・コース記念館

・評議平運動場クラブハウス(スタジオ)

**●問合せ先 総務課総務係 2-3111**

**ははしま丸の対応について**

伊豆諸島開発株との協議を行い、ははしま丸の新型コロナウイルス対策として、乗船者数は100名前後を上限に設定し、7月以降運航していただくこととなりました。座席や機内の人と人の間隔をあける対応をまいります。

このため、特に混雑の想定されるおがさわら丸への接続便(おがさわら丸入港日の父島から母島への船便、また出港日の母島から父島への船便)については、できるだけ父島・母島間の移動のみの利用を避けていただくようお願いいたします。

●問合せ先 総務課総務係 2-3111

### 避難所開設時における新型コロナウイルス感染症対策

- ① 被災した災害や避難者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、避難所が過密になることを防ぐため、あらかじめ指定した避難所以外の避難所等も開設する場合があります。また、可能な方は親せきや友人の家等への避難を検討してください。
- ② 避難時に、避難者全員の検温を実施します。また、避難生活開始後も、必要に応じ、健康確認をいたします。
- ③ 避難中は、手洗い・咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- ④ 避難所内では、十分な換気を行うとともに、避難者が十分なスペースを確保できるように努めます。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の感染者若しくはその疑いがある方が避難する場合は、保健担当部署と連携し、個室及び専用トイレを確保するなどゾーン・導線を分けます。
- ⑥ 発熱や咳等の症状がある避難者については、保健担当部署と連携し、可能な限り個室及び専用のトイレを確保するなど、ゾーン・導線を分けるよう努めます。その場合、症状がある方には、避難所をお移りいただく場合があります。
- ⑦ 避難所対応する職員は、手洗い、咳エチケット(マスク着用)等の感染症対策を徹底いたします。

●問合せ先 総務課総務係 2-3111

### 小笠原村緊急生活支援金について

小笠原村では感染症対策の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活が困窮している世帯に対する「緊急生活支援金」の申請を受け付けております。

○申請できる方

次の①と②に該当する方が申請できます。

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の影響で生活に困窮している世帯の世帯主の方。
- ② 4月1日と申請日の両日とも小笠原村に住民票がある方。

※4月1日より後に小笠原村に転入をした方は申請に条件がありますのでお問合せ下さい。

○申請回数

4〜9月分まで、世帯ごとに毎月1回申請できます。最終申請期限は10月30日です。

○収入について

特別定額給付金(ひとり10万円)や手当等も収入として扱っていただきます。申請をいただく場合は収入として申告をして下さい。

個人事業主の方の持続化給付金や協力金等も収入として扱います。

○持参をお願いする書類

- ・収入を確認できる書類(給与明細等)
- ・個人事業主の方は収入と経費が確認できる書類(帳簿や通帳、領収書等)
- ・支援金の振込先を確認することが出来る通帳等
- ・印鑑

○一度給付決定を受けた方

2回目以降の申請時「支援金給付申請書」「債務調査同意書」の提出を省略できます。

詳しくは村ホームページをご覧ください。か、次の窓口までお問合せ下さい。

●問合せ先 総務課企画政策室 2-3111  
母島支所庶務係 3-2111

### 新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金の募集

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、村独自の感染予防対策や生活支援対策などの事業に取組んでいます。村ではこれらの対策に活用させていただくための寄附金を先月より受付けています。皆様の温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【寄附の方法】

《寄附専用口座への振込》

金融機関 七島信用組合

支店名 小笠原支店

店番号 008

口座番号 0024515

口座名 小笠原村コロナ対策寄附金

《インターネットによる振込》

① ふるさとチョイスの小笠原村ページにある『お礼の品』不要の寄附をする」ページへお進みください。

② 寄附金額は2千円以上の任意の金額をご入力ください。

③ 申込フォームの寄附金の使い道は「新型コロナウイルス感染症対策」をお選びいただき、寄附の申込を行ってください。

【受付期間】10月30日(金)まで

【その他】返礼品は贈呈することができませんのでご了承ください。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、窓口での取り扱いはお断りいたします。

○寄附専用口座への振込により寄附をされた方は住所、氏名等の確認が必要のため、財政課財政係までご連絡をお願いします。また、受領証明書の発行を希望する場合は併せてその旨をお知らせください。



※ふるさとチョイスによる寄附の方法【スマートフォン画面】

#### 【パソコン画面】



●問合せ先 財政課財政係 2-3112

**特別定額給付金の申請期限**

○給付対象者

4月27日時点において、小笠原村に住民

登録されている方

○給付額

給付対象者一人につき10万円

○給付金の申請が出来る方

世帯の世帯主

小笠原村では、5月下旬に申請書をお送りしています。

申請期限は、7月31日(※郵送申請の場合は消印有効)までとなっております。申請期限を過ぎた場合は、受給を辞退したものとみなしますので、ご注意ください。

●問合せ先 村民課住民係 2-3113

**国民年金からのお知らせ**

【国民年金保険料免除等の申請について】

国民年金保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(50歳未満)納付猶予制度」がありますので、村民課住民係または母島支所の窓口で申請の手続きをしてください。

令和2年度の免除等の受付は7月1日から開始しており、令和2年7月から令和3年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

なお、平成26年4月より保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1カ月前までの期間)について、さかのぼって免除等を申請できるようになります。

した。  
※不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害基礎年金の受給資格要件に算入されません。該当した際はすみやかに申請されることをお勧めします。

●問合せ先 ねんきんダイヤル

0570-05-1165

村民課住民係 2-3113

**国民健康保険の傷病手当金の支給**

【対象者】

国民健康保険に加入している被用者(給与の支払いを受けている人)が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給します。

※被保険者本人の疾病(新型コロナウイルス感染症に感染又は感染疑い)に対して給付するものであり、「濃厚接触者」「外出自粛」等は対象外となります。

【支給期間】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

※給与収入の全部又は一部を受け取ることができるときは、傷病手当金を支給しません。

※その受けることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。

【支給額】

1日あたりの支給額(※)×支給対象日数  
※(直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3

【適用期間】  
1月1日～9月30日の間で療養のため労

務を服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで)

【申請書類】

《帰国者・接触外来を受診した場合》

医療機関において被保険者が提出する申請書(医療機関記入用)に必要事項を記載していただきます。

※事業主や医師による証明等を含む複数の申請書を提出していただきます。

《帰国者・接触外来を受診しないまま体調が改善した場合》

被保険者の記載内容を事業主が確認し、事業主で把握している労務不能の期間と照らして相違がないことを事業主にも証明していただくことで、医療機関記入用の申請書の添付がなくても申請いただくことができます。

※事業主による証明等を含む複数の申請書を提出していただきます。

**国民健康保険税の改正等**

●問合せ先 村民課住民係 2-3113

国民健康保険は、皆さんが病気やけがをしたときに、安心して医療を受けられるよう、すべての加入者が日ごろから、それぞれの収入に応じて納めている保険税や、国・自治体の補助金等を財源に、もしものときの医療費にあてる「相互に助け合っていく」制度です。

一方で、小笠原村の国民健康保険財政では、国保税等をもとに平成30年度から東京都へ国保事業費納付金を納めています。平成29年度保険税率のままでは約2,200万円の一一般会計からの繰入れ(赤字)が必要な状況となりました。この約2,200万円の赤字を解消するため、平成30年度から5年にかけて国民健康保険税率を改正しています。

国保加入の皆様には、税率改正等にご理解とご協力をお願いいたします。

◎令和2年度小笠原村国民健康保険税(以下「国保税」)の改正

国保税は、医療給付のための「医療分」、75歳以上の後期高齢者医療を支える「後期高齢者支援金分」、40歳以上の介護保険を支える「介護納付金分」で構成されています。また、表の通り保険税率を改定しています。

令和2年度国民健康保険税の税率 ※( )内は令和元年度分

税率区分	医療分 (全被保険者)	後期高齢者 支援金等分 (全被保険者)	介護納付金分 (40歳~64歳 の被保険者)
所得割 (令和元年総所得額-33万)	4.5% (4.5%)	<b>1.34%</b> (1.26%)	<b>1.02%</b> (0.82%)
資産割 (令和元年度固定資産総額)	35% (35%)	15% (15%)	11% (11%)
均等割 (被保険者1人あたり)	7,800円 (7,800円)	6,400円 (6,400円)	<b>8,200円</b> (7,400円)
平等割 (1世帯あたり)	<b>18,600円</b> (16,600円)	<b>8,000円</b> (7,000円)	<b>8,000円</b> (6,800円)

◎国保税の賦課限度額の変更  
地方税法等の改正に伴い、令和2年度より国民健康保険税の賦課限度額について、基礎

課税額は61万円から63万円に、介護納付金課税額は16万円から17万円に引き上げられます。

◎国保税の軽減対象者の拡大(平等割額・均等割額)

国保税には、低所得世帯を対象にした軽減措置があります。世帯の所得額(世帯主及び国保加入者の所得の合計額)に応じて、均等割額(加入者1人につき課税)と平等割額(1世帯につき課税)が軽減されます。この軽減の基準が次の通り改正され、5割軽減と2割軽減の対象世帯が拡大されます。

加入者全員の合計所得が基準額を下回った場合、均等割額と平等割額が軽減されます		
区分	令和元年度	令和2年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+(28万円×被保険者数)以下	33万円+(28万5千円×被保険者数)以下
2割軽減	33万円+(51万円×被保険者数)以下	33万円+(52万円×被保険者数)以下

※世帯主の所得は、国民健康保険に加入・非加入に関わらず、所得判定の対象となります。

また、均等割額・平等割額の軽減制度は、申請の必要はありませんが、所得の申告が必要で、軽減制度が適用されるのは、世帯主及び国民健康保険の加入者全員が申告を済ませている世帯に限られます。

一人でも未申告者がいると軽減を受けることはできませんので、収入がない方でも所得の申告にご協力ください。

なお、軽減判定では、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含めて判定します。(保険税の計算には、国民健康保険に加入していない世帯主の所得は含まれません。)

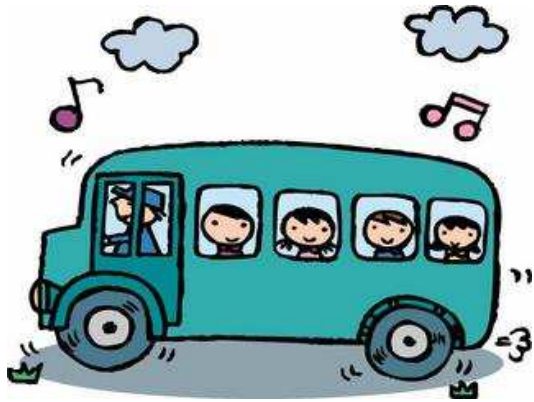
●問合せ先 村民課住民係 2-3113

**村営バスからのお知らせ**

7月20日(月)～8月26日(水)の間、小中学校が夏休み期間のため、平日ダイヤ扇浦線7時15分小港発便はどなたでもご利用できます。

●問合せ先

村営バス営業所 2-3988  
産業観光課 2-3114



**小笠原村職員募集**

小笠原村職員募集							
職種	募集人数	年齢要件	資格等	配属先	採用時期	申込締切	試験日
事務	若干名	昭和60年4月2日以降生まれ		本庁又は事業所	令和2年9月以降	令和2年7月14日	1次8月1日 2次8月15日
技術 (大卒土木・機械) (高卒土木)	1名	昭和49年4月2日以降生まれ		本庁又は事業所	令和2年9月以降	令和2年7月14日	1次8月1日 2次8月15日
薬剤師	1名	昭和36年4月2日以降生まれ	薬剤師	医療事業所	令和2年8月以降	随時	個別調整
介護支援専門員	1名	昭和36年4月2日以降生まれ	介護支援専門員	本庁または事業所	令和2年8月以降	随時	個別調整

上記のほかに、医師、介護福祉士、任期付介護員の募集を行っております。詳しくは試験要項をご覧ください。要項は、村ホームページに掲載しています。

問合せ先 総務課総務係 2-3111

### 会計年度任用職員の募集

村(医療課)では次のとおり会計年度任用職員を募集します。

○地方公務員法第16条に該当する人は申込みできません。

【職種】一般業務員

【募集人数】1名

【業務内容】リハビリ補助業務

【勤務先】小笠原村診療所

【任用期間】令和2年8月1日

～令和3年3月31日

【勤務時間】火・金曜日

午後1時30分～5時15分

【報酬額(自給)】1,013円

～1,119円

【応募資格】不問

【申込み期限】7月22日(水)

午後5時15分まで

【必要書類】市販の履歴書(顔写真添付)に必要事項を記入(免許・資格等を要する職種は、任用の際、免許証、資格証等の写しが必要となります)

●応募・問合せ先 医療課診療所係

2-3800

### 母島小中学校

#### 夏休み中の図書館開放について

本年度の母島小中学校夏季休業中の図書室一般開放は7月20日(月)からとなります。

【期間】7月20日(月)～8月7日(金)

8月17日(月)～8月26日(水)

※土、日は除く。

【時間】午前9時～正午

午後1時30分～4時30分

※上履きをご持参ください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、検温・消毒・マスク着用にご協力ください。

●問合せ先 母島小中学校 3-2181～2

### 小笠原中学校

#### セーフティ教室のお知らせ

令和2年度のセーフティ教室を次のとおり実施します。保護者・地域の皆様方には、ぜひ、ご参観いただきますようご案内いたします。なお、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、中止や内容を変更する場合がありますのでご了承ください。

【期間】7月16日(木)

【時間】第1学年

午後1時30分～2時20分

第2・3学年

午後2時30分～3時20分

地域保護者意見交換会

午後3時20分～4時

【内容】

・飲酒、喫煙、薬物乱用などの危険性を知り、生徒の非行行為を予防する。

・中学生が巻き込まれやすい繁華街等での犯罪について学び、被害に遭わない態度を身に付ける。

※車でのご来校はご遠慮ください。

※上履きをお持ちください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、検温・消毒・マスク着用にご協力ください。

●問合せ先 小笠原中学校 2-2502

### 行政相談所の開設

【実施日程】7月15日(水)

【実施時間】午後7時～9時

【実施場所】地域福祉センター

【行政相談委員】

総務大臣委嘱小笠原地区担当 山田捷夫

《住所》小笠原村父島字奥村

《電話》090-7173-6768

※予約の必要はありません  
●問合せ先 村民課住民係 2-3113

### 今月の納期限および口座振替日

7月は、固定資産税(第2期)の納期です。

納期限および口座振替日は、7月31日(金)となっておりますので、納期限までにお納めいただきますようお願いいたします。

口座からの自動払込による納付を申込まれている方は、口座振替日の残高不足にご注意ください。

●問合せ先 財政課税務係 2-3112

### 中ノ平自立支援農業団地就農者の募集

母島中ノ平にある中ノ平自立支援農業団地は、農業者の自立を支援し、農業振興を図るため設置しています。この度、次のとおり就農を希望する農業者を募集します。

【応募資格】次の①～③の条件のすべてを満たす農業者

① 小笠原村に在住していること。

② 就農の許可をした日以降速やかに母島に居住することができること。

③ 申請の日以前に小笠原村において、農業経営の経営主として1年以上の就農実績がある又は3年以上の農作業従事の実績があること。

※③の就農実績および農作業従事の実績については、別に定める基準がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【募集人数】1名

【区画面積】

《露地ほ場》区画5-1-1, 483㎡

《鉄骨ハウス》区画6-500㎡

【使用料】

《露地ほ場》17,796円

《鉄骨ハウス》19,000円

※鉄骨ハウス修繕等のための積立金と園芸施設共済加入費の負担が別途必要です。

【使用期間】6年間

【応募期間】7月1日(水)～10日(金)

【応募方法】申請方法などの詳細については、個別に対応しますので、村役場産業観光課までご連絡ください。

●問合せ先 産業観光課 2-3114



### 宮公署等の「コーナー」

#### 母島巡回労働相談

【日時】7月14日(火) 午後5時～6時

【場所】母島村民会館 2階会議室

【相談内容】

○労働条件(労働時間、安全衛生、賃金、退職・解雇など)

○求人求職(求人・求職申込など)

○労災保険(加入、労災給付など)

○雇用保険(加入、失業給付など)

※当日、都合が悪く来館できない方は、電話による相談も可能です。

●問合せ先 小笠原総合事務所 2-2102

### 植物防疫制度への御協力依頼

小笠原諸島では、かつてミカンコミバエという様々な果実を食害するハエが発生し、大きな農業被害をもたらしていました。長期にわたる根絶防除の末、根絶を確認した昭和60年以降、30年余り再侵入は確認されていませんが、そのリスクは常に存在します。近年でのミバエの侵入事例としては、平成27年に、鹿児島県奄美大島でミカンコミバエが再侵入し、寄主果実の地域外への持ち出しが禁止され、約1,800トンの果実が廃棄処分されるなどの大きな被害が発生しました。

現在でも、ミカンコミバエ発生地域(東南アジア等)からの船舶の往来により再侵入の可能性があることから、小笠原総合事務所及び東京都小笠原支庁において再侵入警戒調査が継続して実施されています。

ミカンコミバエやその他の病害虫を水際で防ぐことは、小笠原の農業や世界自然遺産を守るため、重要なことです。

島民の皆様におかれましては、植物防疫制度にご理解・ご協力をお願いします。

【小笠原で輸入・輸出検査はできません!】

植物防疫法では、小笠原諸島の港は植物の輸入が認められていないため、海外から入港した船から野菜、果物、種苗等の植物を譲り受けることはできません。また、関税法でも、海外から入港した船が無断で小笠原諸島に荷物を下ろすことは認められていません。そのような場面を見たり、聞いたりした場合は、小笠原総合事務所にご連絡ください。

【小笠原から持ち出せない物もあります!】

小笠原諸島には、農作物に大きな被害を与えるアフリカマイマイ、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシが発生しています。これらの害虫が未発生地域へ広がることを防ぐた

め、植物防疫法により、これら害虫及び寄主植物であるサツマイモ、ヨウサイ等の植物の持ち出しが禁止されています。

観葉植物・苗木等の根付き植物を小笠原諸島から内地へ持ち出す際は、植物防疫官又は植物検疫補助員により、害虫の付着がないことの確認を受ける必要があります。

また、土壌サンプルにもアフリカマイマイの卵が混入している可能性がありますので、土壌サンプルを内地へ持ち出される方は事前に小笠原総合事務所にご相談ください。

〈小笠原諸島から持ち出せないもの〉

《害虫》アフリカマイマイ、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ

《植物》あさがお、さつまいも、ヨウサイ(空心菜)、ぐんばいひるがお等の生茎葉及び地下部

〈根付き植物の確認実施場所〉

《宅配便・貨物等》小笠原総合庁舎2階業務課(平日午前8時〜午後5時15分)

《手荷物・携帯品》二見港船客待合所(おがさわら丸出港1時間前)

※母島ではJA母島支店にて植物検疫補助員が確認を実施しています。

●問合せ先

小笠原総合事務所業務課 2-2102

### 都市計画の原案への公述申出及び公聴会の開催について

東京都では、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関し都市計画変更手続きを進めており、このたび、同方針の原案を策定しました。

この都市計画の原案を村民の皆様にご知っていただくとともに、対象区域内の村民その他利害関係のある方の意見を反映させるため、

次のとおり原案の縦覧及び公聴会を実施します。

【縦覧場所及び期間】

《場所》小笠原支庁土木課

小笠原支庁母島出張所

小笠原村総務課

小笠原村母島支所

東京都庁都市整備局

《期間》7月1日(水)〜15日(水)

【公述の申出】

○区域内に在住か計画案に利害関係のある方は、公聴会において意見を述べることが出来ます。(二人10分以内)

○公述申出書は縦覧場所でお受取りください。(縦覧期間中は、東京都都市整備局のホームページから様式をダウンロードすることも可能です。)

《提出期間》7月1日(水)〜15日(水)

(期限内必着)

《提出先》

○東京都都市整備局都市計画課

○小笠原支庁土木課

【公聴会】

《母島》8月13日(木)午後7時〜

小笠原村母島支所会議室

《父島》8月14日(金)午後7時〜

小笠原村役場会議室

※公述申出希望者がいない場合は中止となります。

●問合せ先

東京都都市整備局都市計画課

03-5388-3225

### 地域振興に係る補助事業の募集(第2回)

公益財団法人東京都島しょ振興公社では、島しょ地域のグループ等が、島しょ地域の地域振興を目的として実施する事業に対して、その経費の一部を補助しています。詳しくは、島しょ振興公社ホームページをご覧ください。

【募集期間】8月3日(月)〜21日(金)

【対象事業】

○地域振興に係る特産品に関する事業

○地域振興に係る観光振興に関する事業

○地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業

○その他地域振興に資する事業

【補助対象団体】

○概ね5名以上(村在住者)で組織され、代表者・会則・名簿等のある団体等

○島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者、組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他東京都島しょ地域の活性化に資する取組を行うと認められる法人等

○島しょ地域内の個人事業者

※中小企業、創業予定者は対象外

【補助金額】補助対象経費の5分の4以内で100万円を限度とする。(特に必要と認められる場合は200万円)

【事業期間】事業開始から令和3年3月31日まで

【募集案内の配布と申請書の提出先】

《父島》総務課総務係

《母島》母島支所庶務係

●問合せ先

東京都島しょ振興公社 企画管理課

03-5472-6546

総務課総務係

2-3111

### 日本赤十字社 会費募集

日本赤十字社は、「人道」の基本理念のもと、国際赤十字の一員として、ジュネーブ条約等の国際人道法の精神に則り、さまざまな活動を国の内外において展開しております。小笠原村においても、日本赤十字社東京都支部より災害救援用資材や災害用車両等の配備を受けています。

一人でも多くの方に趣旨をご理解頂き、赤十字活動資金へのご協力をお願いします。

#### 【募集方法】

《父島》村民の方へは、父島婦人会の方が各戸訪問の上、実施させていただきます。

小笠原支庁、小笠原村役場でも募集しております。

《母島》小笠原支庁母島出張所、村役場母島支所で募集しております。

#### ●問合せ先

- 小笠原支庁総務課行政担当 2-3230
- 小笠原支庁母島出張所 3-2121
- 村役場総務課総務係 2-3111
- 村役場母島支所庶務係 3-2111

### 電話による無料法律相談

第二東京弁護士会主催の電話無料法律相談を島しょ住民を対象に実施します。

【相談内容】 無料一般相談

【実施日程】 7月31日(金)

【実施時間】 午前10時～正午  
(1件あたり概ね20分枠)

相談を希望される方は、予約が必要となりますので、前日までに連絡をお願いします。

#### ●事前予約受付番号

第二東京弁護士会法律相談センター

03-3592-1855

#### ●当日相談電話番号

03-3581-2407

## 健康・保健のコーナー

### 定期予防接種①

7月の定期予防接種の日程をお知らせします。

#### 【父島】

《日時》 7月2日(木)

午後2時30分～4時

《場所》 小笠原村診療所

#### 【母島】

《日時》 7月2日(木)

午後3時30分～4時

《場所》 母島診療所

○接種可能予防接種(予約不要)

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、四種混合ワクチン、BCGワクチン、麻しん風しん混合ワクチン、水痘ワクチン、

日本脳炎ワクチン、B型肝炎ワクチン

ポリオワクチン(追加接種のみ)、三種混合ワクチン(追加接種のみ)

#### ●問合せ先

- 村民課福祉係 2-3939
- 母島支所 3-2111

### 定期予防接種②(父島)

小学4年生の方を対象に、定期予防接種を実施いたします。対象の方には個別に通知いたします。

【接種種類】 小学4年生 日本脳炎2期

【場所】 小笠原村診療所

【実施日】 7月14日(火)

受付時間は、通知にてご確認ください。

#### ●問合せ先

- 村民課福祉係 2-3939

### 乳幼児健診・歯科健診(父島)

対象者の方には、個別通知をいたします。

【対象者】 4か月、7か月、10か月、1歳6か月、2歳6か月(歯科健診のみ)、3歳の乳幼児

【日時】 7月9日(木) 午後2時～3時

【場所】 地域福祉センター2階会議室

\*なお、6歳未満の乳幼児で計測を希望される方は、お手数ですが、左記までご連絡ください。(役場で体重測定のみ行います)

#### ●問合せ先

- 村民課福祉係 2-3939

### 乳幼児計測会(母島)

お子さまの発育と一緒に確かめませんか? 当日は身長・体重等の測定を行います。母子手帳をご持参下さい。事前予約は不要です。

【対象者】 0歳～6歳の乳幼児

【日時】 7月14日(火)

午前10時～10時30分

【場所】 母島診療所2階カンファレンスルーム

#### ●問合せ先

- 母島支所 3-2111

### 育児学級(卒乳の会)(父島)

助産師に卒乳やおっぱいに関する相談ができる会を開催します。

おっぱいについて話してみませんか?

【対象者】 1歳～卒乳を迎えていないお子様と保護者

【持ち物】 母子手帳、筆記用具

【日時】 7月20日(月)

午前10時～11時30分

【場所】 地域福祉センター2階研修和室

【事前申し込み】 必要

#### ●予約・問合せ先

- 村民課福祉係 2-3939

### 小笠原海運からのお知らせ

7月の調整金を含む旅客・貨物運賃をお知らせします。翌月以降の調整金または、掲載にない料金は直接営業所2-2111まで、お問い合わせください。

※( )内は変動調整額となります。

等級	単位:円	
	伊豆諸島開港船	03(3455)3090
2等	3,950 (+)	1,980 (+)
村民割引	4,740 (+)	2,370 (+)
等級	A(6名用)	B(4名用)
特別室	5,000	3,000
1等品	8,448 (+)	
2等品	7,920 (+)	
3等品	7,392 (+)	
小口	846 (+)	
0.1t以下	638 (+)	
小口	638 (+)	
0.075t以下		

### 7月の燃料油価格変動調整金

単位:円  
小笠原海運船 03(3455)5171

等級	単位:円		
	大人	学生	小人
1等	50,090 (-4,950)	42,860 (-4,240)	25,050 (-2,470)
特2等寝台	36,170 (-3,570)	28,940 (-2,860)	18,090 (-1,780)
2等寝台	27,250 (-2,690)	21,800 (-2,160)	13,630 (-1,340)
2等和室	23,930 (-2,360)	19,150 (-1,890)	11,970 (-1,180)
等級	村民	村民小人	身障者
1等	36,920 (-3,650)	18,460 (-1,830)	25,050 (-2,470)
特2等寝台	24,410 (-2,410)	12,210 (-1,200)	18,090 (-1,780)
2等寝台	18,390 (-1,810)	9,200 (-900)	13,630 (-1,340)
2等和室	16,140 (-1,590)	8,070 (-800)	11,970 (-1,180)

### おがさわら丸

#### 旅客運賃

#### 貨物運賃



更 ○おがさわら丸・ははじま丸の夏期ダイヤ変更  
 新型コロナウイルス感染症に関する状況を踏まえ、おがさわら丸は夏期(7月15日～8月23日)の父島折り返し運航を中止し、父島3泊ダイヤで運航いたします。また、ははじま丸は同期間、おがさわら丸の入出港に合わせたダイヤに変更して運航いたします。詳しくは次の表をご参照ください。

〔変更後ダイヤ〕

7月	おがさわら丸		ははじま丸		8月	おがさわら丸		ははじま丸	
	日(曜)	東京発	父島発	父島発		母島発	日(曜)	東京発	父島発
15(水)	11:00	-	7:30	14:00	1(土)	-	15:00※	7:30	12:00
16(木)	-	-	12:00	-	2(日)	-	-	運休	運休
17(金)	-	-	-	14:00	3(月)	-	-	7:30	14:00
18(土)	-	-	7:30	14:00	4(火)	11:00	-	7:30	14:00
19(日)	-	15:00※	7:30	12:00	5(水)	-	-	12:00	-
20(月)	-	-	運休	運休	6(木)	-	-	-	14:00
21(火)	11:00	-	7:30	14:00	7(金)	-	-	7:30	14:00
22(水)	-	-	12:00	-	8(土)	-	15:00※	7:30	12:00
23(木)	-	-	-	14:00	9(日)	-	-	運休	運休
24(金)	-	-	7:30	14:00	10(月)	-	-	7:30	14:00
25(土)	-	15:00※	7:30	12:00	11(火)	11:00	-	7:30	14:00
26(日)	-	-	運休	運休	12(水)	-	-	12:00	-
27(月)	-	-	7:30	14:00	13(木)	-	-	-	14:00
28(火)	11:00	-	7:30	14:00	14(金)	-	-	7:30	14:00
29(水)	-	-	12:00	-	15(土)	-	15:00※	7:30	12:00
30(木)	-	-	-	14:00	16(日)	-	-	運休	運休
31(金)	-	-	7:30	14:00	17(月)	-	-	7:30	14:00
					18(火)	11:00	-	7:30	14:00
					19(水)	-	-	12:00	-
					20(木)	-	-	-	14:00
					21(金)	-	-	7:30	14:00
					22(土)	-	15:00※	7:30	12:00
					23(日)	-	-	運休	運休

※ おがさわら丸は父島発15:00、東京着15:00に運航時刻を変更します。

○おがさわら丸の夏期席数制限  
 おがさわら丸は7～8月の期間、ソーシャルディスタンスを保つため一部等級の席数の制限を行います。何卒ご理解のほどよろしくお願致します。

●問合せ先 小笠原海運(株) 父島営業所  
 2-2111

### 自主夜間中学のお知らせ

こどもの頃学校に行けなかった人。中学校を卒業していない人。いっしょに勉強しましょう。  
 年齢(ねんれい)、国籍(こくせき)は問いません。  
 【日時】毎週土曜日 午後6時～  
 【場所】奥村フラットハウス  
 【料金】無料(むりよう)  
 ●問合せ先 かたまたのりまさ  
 090-4537-8975

### 環境・自然のページ

#### 狂犬病予防注射と犬の登録

狂犬病の発生・拡大の防止を図るためには、犬の飼い主が正しい知識を持ち、登録と予防注射を確実に行うことが重要です。  
 生後91日以上の子犬の飼い主には、次のことが狂犬病予防法により義務付けられています。  
 ○現在居住している地域の市区町村に飼い犬を登録し、鑑札を装着すること  
 ○飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票を装着すること  
 新たに犬を飼い始めた方や愛犬とともに転入された方は、村役場で登録もしくは所在地変更の手続きをして下さい。

今年度は新型コロナウイルス感染症対策として、4月から延期しておりました集合接種は、個別に案内を送付し、少数単位での予防注射を実施しています。まだ愛犬の予防注射が済んでいない方は、次の日程で集合接種を実施しますので、この機会をご利用ください。  
 ○狂犬病予防注射日程  
 《日程》7月15日(水)午前9時～11時

《場所》小笠原世界遺産センター内 動物対処室  
 《費用》釣り銭のないようお願いします。  
 予防注射のみ 3,750円  
 予防注射と新規登録 6,750円

※既に「狂犬病予防注射のお知らせ」が送付されている方は、その日時に従って下さい。  
 ※送付された「狂犬病予防注射のお知らせ」の日時で行けなかった方は、その通知を持参して下さい。  
 ※母島在住の方は個別にお問い合わせ下さい。

#### 「ペットを飼っていますか？」 ～ペットに関する調査のお知らせ～

村では、貴重な自然環境を守り、人とペットと野生動物の共存を目指して「小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例(ペット条例)」を、3月の議会にて制定しました。この条例では、次の4つのルールが定められています。  
 ①正しく飼って、逃げないようにしよう。(令和3年4月スタート予定)  
 ②ペットを登録しよう。(令和3年4月スタート予定)  
 ③ペットを持ち込むとき、申請しよう。(令和4年度以降スタート予定)  
 ④持ち込める種類を確認しよう。(ルール①～③を経て段階的にスタート予定)

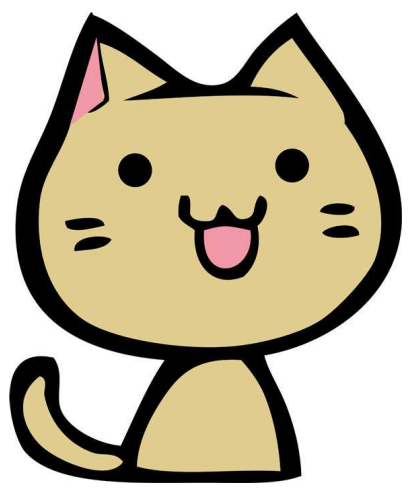
ルール②では、飼養登録の対象を犬・猫からペット全体に広げ、令和3年4月から登録を開始する予定です。  
 登録の開始に向け、7月に「ペットの飼養状況調査」を実施します。村内でどのようなペットが飼われているかを把握し、きちんと飼われていることを確認させていただくこと

とで、これからも適正にペットを飼い続けていただきたいと考えています。  
 この調査は村内の全世帯を対象としています。ペットの飼養の有無に関わらず、皆さまざまのご回答をお願いします。  
 ※ペット条例の内容や回答方法など詳しくは後日配布される資料をご覧ください。

#### 「ネコの島内譲渡」実施のお知らせ

小笠原では、「小笠原ネコプロジェクト」として、山域・集落において様々なネコ対策が実施されています。山域のネコは、希少な鳥類やオオコウモリなどを襲う可能性があることから、捕獲・内地へ搬送し、人に馴れさせてから、飼い主に譲渡されています。集落のネコは、村のネコ条例により、飼養登録やマイクロチップの装着、むやみな繁殖防止、室内飼養をお願いしています。  
 今回、対象となるネコがいるため、島内の希望者への譲渡を実施します。  
 《申込期間》7月7日(火)まで

譲渡を希望される方は、書類審査、面談等を受けていただく必要があります。申し込み方法や詳細なお問合せについては、環境課自然環境係にお問合せください。  
 ●問合せ先 環境課自然環境係 2-2270



シロアリの種類

シロアリは日本に20種類ほどおり、枯れ木などを食べ、分解者として大きな役割を果たす昆虫ですが、そのうちの数種類が建物に被害を与えます。

小笠原で被害を与えるシロアリは、イエシロアリとヤマトシロアリ、ダイコクシロアリとなりませんが、中でもイエシロアリは国際自然保護連合(IUCN)の「世界の侵略的外来種ワースト100」にも挙げられ、特に建物への加害が激しく、父島では生息密度が高いため群飛による不快さや、建物にとどまらず農作物(パッション、ジャガイモ)の被害が発生しているため、関係行政機関により調査駆除を継続して行っております。

●問合せ先 環境課生活環境係 2-2270 母島支所庶務係 3-2111

小笠原 海ごみゼロウィーク (海岸清掃) 実施報告

5月30日(ごみゼロの日)から6月8日(世界海洋デー)までの海ごみゼロウィーク期間中、宮之浜・大村海岸・製氷海岸・扇浦に漂着ごみの回収ボックスを設置しました。この期間に回収した漂着ごみの回収量は、合計で263.9kgとなりました。回収を続けてもなかなか減らない海ごみですが、地道な取組が大切です。たくさんのご協力をいただき、ありがとうございます。各ビーチでの回収量と主な特徴は次のとおりです。

○宮之浜

回収量: 45.5kg (漁具系のゴミが多く回収されました。)

○大村海岸

回収量: 18.6kg (事業系、生活系、漁具系など様々なゴミが万遍なく回収されました。)

した。)

○製氷海岸

回収量: 188.9kg (生活系や漁具系が多く回収されました。また、回収作業を毎日していただけの方もおられ、今回の取組では最大の回収量となりました。)

○扇浦

回収量: 10.9kg (マイクロプラスチックゴミなど小型のゴミが多く回収されました。)

※今回の取組は、次回発行の小笠原自然情報センターだよりで、詳細をご報告します。

※宮之浜、扇浦では、NPO法人小笠原海洋島研究会でマイクロプラスチックゴミの回収ボックスを引き続き設置します。回収作業にご協力ください。

【共催】環境省、海上保安庁、小笠原村

【協力】NPO法人小笠原海洋島研究会、東京都公園協会

【その他】海ごみゼロウィークの取組は、こちらのアドレスをご参照ください。

([https://uminohi.jp/umi\\_gomi/zeroweek/](https://uminohi.jp/umi_gomi/zeroweek/))

●問合せ先 環境課自然環境係 2-2270 環境省小笠原自然保護官事務所 2-7174



小笠原世界遺産センターのお知らせ

小笠原世界遺産センターでは、小笠原諸島世界自然遺産の価値として認められている小笠原固有のカタツムリや昆虫の生体展示の他、世界遺産地域内で行われている様々な取組を紹介しています。

【開館日】おがさわら丸入港中 (7月20日～8月29日までは日曜休館)

【開館時間】午前9時から午後5時まで (会議の開催や利用者が多く密集する状態が想定される場合は、一時的に閉館します。)

※詳細は小笠原自然情報センターホームページで確認できます。

【夏休み企画】7月16日(木) ～8月29日(土)

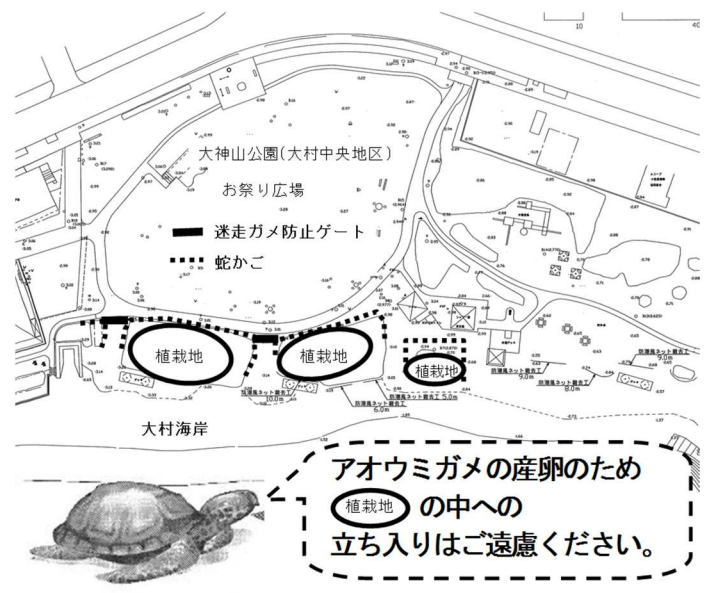
小笠原世界遺産センターでは、夏休み期間中、『小笠原国立公園展』を開催します。小笠原国立公園のいろはや職員のベストショット等、ポスターや写真展示を行います。ぜひ遺産センターにお立ち寄りください!

●問合せ先 環境省小笠原自然保護官事務所 2-7174

アオウミガメの産卵場所を守るために

今年も産卵シーズンが始まり、8～9月頃までアオウミガメが海岸に上陸してきます。アオウミガメが安心して産卵できるよう、図で示した植栽地(蛇かごと砂浜までの間)には立ち入らないようお願いいたします。

なお、アオウミガメの産卵・孵化が終わる頃(10月頃)まで、夜間、大村中央地区の園内灯の消灯と迷走防止ゲートを閉鎖させていただきますので、お足元にご注意下さい。ご理解とご協力をお願い致します。



●問合せ先

小笠原支庁土木課自然公園担当 2-2165

公益財団法人東京都公園協会大神山公園サービセンター 2-7170

ビジターセンターのお知らせ

7月の開館: おがさわら丸の入港日～出港日 ※7月16日から8月29日までは毎日開館。

開館時間: 午前8時30分～午後5時

※夜間開館等については、掲示板のポスターをご覧ください。

現在、来館者のみなさまへ新型コロナウイルス感染症防止のためマスクの着用と手指の消毒をお願いし、人数制限や館内の消毒清掃を行うための時間制を実施しています。ご迷惑をおかけしますがご協力よろしくお願いいたします。

【特別展】

■本館 「島の隠れた写真家たち」～島民、ファインダー越しの島の彩(仮)

7月16日～9月中旬開催予定

島のアマチュアによる自然や生活などをテ

ーマにした写真展です。このような時節柄、ふさぎ気味な気持ちを明るくするような写真の数々をご覧ください。

■新館

「小笠原地名展2020」島を巡って由来を知ろう」開催中

ボニン・小笠原・父島・母島：小笠原の地名は、歴史の中でどのように命名され、どう変わっていったのかを写真などをまじえて展示しています。

●問合せ先 小笠原ビジターセンター 2-3001

国有林の森林生態系保護地域 入林簡易講習会(父島・母島)

先般の緊急事態宣言が解除され、小笠原村としても7月以降観光客の来島自粛要請も緩和される方向となり、明るい兆しが見えてきているところです。

しかし、本土では、依然、小規模クラスターの発生や感染経路が特定できない感染者など、第2波となり得る懸念材料が無くなったわけではありません。

このような状況から、従来の会場で行っていた講習会をもうしばらく様子伺い、先月同様、講習資料等を配付し各自で受講していただく講習とし、アンケート調査票等の提出を持って講習修了とさせていただきます。

つきましては、次の1及び2の目的で国有林の森林生態系保護地域に入林される場合、利用講習の受講と入林申請が必要となります。利用講習会は前段のとおり講習資料等配付へ変えさせていただくことから、講習資料配付を希望される方は、講習申込み締切日まで、事前に電話でお申込みください。また、入林許可書及び年間パス等につきま

しては、アンケート調査票等を提出いただいたから交付となります。

1 村民としてレクリエーション目的で指定ルートを利用される方(村民レクリエーション簡易講習)

父島及び母島の国有林内の指定ルートを利用するための簡易講習資料により各自受講していただきます。指定ルートを利用するためには、講習修了と入林申請により発行される「年間パス」の携行が必要です。

2 調査・研究及び作業等の目的で入林する方(調査研究講習)

森林生態系保護地域において、調査・研究、同補助及び作業の目的で入林するためには、簡易講習資料に加え調査研究講習資料の各自受講と入林申請が必要です。

※1、2共に有効期間は2年間となります。有効期間を過ぎて引き続きの入林を希望される場合には、再度講習の受講をお願いいたします。

※1、2の事務の流れは次の通りとします。

- ①受講希望者は締切日までに電話にて申込み
②講習資料を郵送にて送付
③講習資料を各自受講しアンケート調査票等を記載し郵送
④講習修了書・入林許可書・年間パス又は腕章の交付

◎父島講習申込み締切日

【締切日】7月21日(火)

◎母島講習申込み締切日
【締切日】7月21日(火)

●問合せ先 小笠原諸島森林生態系保全センター 2-3403

小笠原総合事務所国有林課 2-2103

銃器による父島のノヤギ排除及び排除に伴う国有林指定ルート

東京都では、父島の植生回復を図るため、銃器によるノヤギの排除作業を左記の日程において行います。本事業の実施に伴い、安全確保のため、国有林指定ルート及び遊歩道を通行止めいたします。作業当日は、通行止めとなったルートには立ち入らないでください。御理解と御協力のほど、宜しくお願いいたします。

【作業時間】午前6時～午後2時

※入港中は正午まで

【作業区域】鳥山から巽湾側に小港までの沿岸とその周辺山域(住宅地及び東平サンクチュアリを除く。別図参照)

【作業日程及び通行止めルート】

7月1日(水)

③つつじ山方面指定ルート

④時雨山方面指定ルート

⑤赤旗山方面指定ルート

7月2日(木)

③つつじ山方面指定ルート

④時雨山方面指定ルート

⑤赤旗山方面指定ルート

7月3日(金)

①小港～高山・ジョンビーチ方面遊歩道

7月7日(火)

②ガジュマル広場～西海岸

7月8日(水)

③つつじ山方面指定ルート

④時雨山方面指定ルート

⑤赤旗山方面指定ルート

7月9日(木)

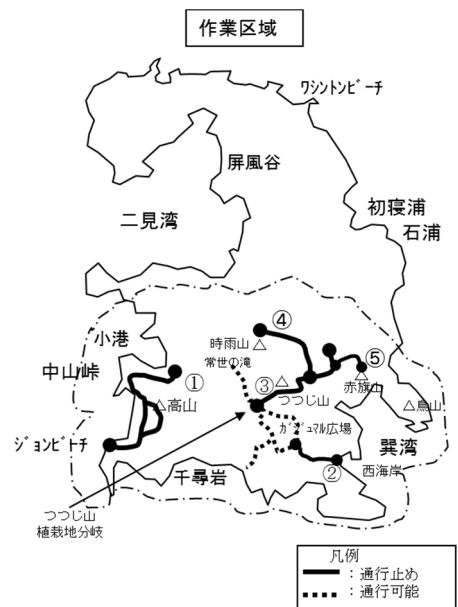
③つつじ山方面指定ルート

④時雨山方面指定ルート

⑤赤旗山方面指定ルート

7月13日(月)

- ①小港～高山・ジョンビーチ方面遊歩道 7月14日(火)
③つつじ山方面指定ルート
④時雨山方面指定ルート
⑤赤旗山方面指定ルート 7月15日(水)
②ガジュマル広場～西海岸



●問合せ先 支庁土木課自然環境担当 2-2167





海洋センターだより その230

— 茂みからのSOS —

5月終わりの南島での出来事です。前回から日数が経過し、久々の調査でした。上陸し、たくさん卵を探し出そうと意気込んでいたその時、何やら奥から物音がしました。向かってみると、そこはクサトベラがうっそうと生い茂った場所で、よく見てみると、大きなメスのカメが夜中に産卵しようとして陸し、移動しているうちに木々に挟まり、動けなくなっていました。天気は雲がほぼない晴れの空、太陽が照りつけ、カメの身体は火照っていました。このままではまずい。早速救助の始まりです。

まずは周りの木々をどけ、道を簡単に作り、押したり引いたりしてカメの移動を試みました。しかし相手は100キロを超えているであろう巨体。スタンプだけではびくともしません。おまけに時々暴れ、強烈な前肢のピンタが襲います(これが当たるととても痛い)。結局なかなか海の方へは進まず、頭を悩ませていたその時、外来植物駆除で偶然居合わせていた方々が駆けつけてくれ、救助に力を貸していただけました。少しやり方を変え、前肢にロープをくくりつけ、綱引きのように皆で海まで引く張ることにしました。この作戦は見事に成功し、さっきの苦労がうそのように、カメは海まで運ばれて行きました。岸辺に着き、ロープを解くと、最後は自分の力で青い海へと戻りました。周囲からは大きな歓声と拍手。全身がヘトヘトになりましたが、カメを救う事ができた大きな達成感を皆が噛み締めています。

カメたちの産卵は今後ますます多くなり、今回のケースのように、海へ帰れなくなってしまうカメが現れるかもしれません、そん

な子を見かけましたら、私たち海洋センターまでご連絡をお願いします。また、今回の様子は、海洋センターFacebookにて、写真つきで紹介していますので、是非覗いてみてください。

— お問い合わせ —  
カメたちの活動が活発となるに伴い、もしも海の中や砂浜でウミガメに出会いましたら、次の3つの事について、ご注意をお願いします。

- ① 「ウミガメを光で照らさない」
- ② 「ウミガメを見つけても追いかけない」
- ③ 「ウミガメには触らない」

ルールを守り、カメたちが安心して過ごせる海岸作りに、ご協力をお願いします。

— 村民ボランティア募集 —

ウミガメの調査や飼育業務の村民ボランティアを募集しています。月1回でも構いませんので興味のある方はご連絡ください。

● 問合せ先 小笠原海洋センター

2-2830

(認定NPO法人エバーラスティング・ネイチャー) HP <https://bonin-ocean.net>

「嫁島にて、ふたたび白いミナミハンドウイルカ登場」

イルカやクジラの世界では、「アルビノ(メラニンという色素が作れない個体)」や「白変種(メラニンは作れるが、体の色素量が減少した個体)」と呼ばれる白い体をした個体が、全種のうち4分の1ほどで確認されています。ポケモンという所の、いわゆる「色違い」の個体です。

色違いの個体はとても珍しいわけですが、なんと小笠原の海でも、「白変種」のミナミハンドウイルカが確認されています。一度目は、2015年に嫁島列島嫁島での記録です。そして、今年4月11日、嫁島にてふたたび白いミナミハンドウイルカを発見したと

いう情報をいただきました。小さな子供のイルカであったため、前回とは別の個体です。一緒に泳いでいた母親と思われるイルカは、ミカワ(#173)と名付けて識別している個体でした。昨夏にミカワに出会った際にはお腹が大きかったため、その後、この白い個体を出産したのだと思われます。私たちは、この子のニックネームを「エール」とし、成長を見守ることにしました。白い体は何かと注目を集めるかと思いますが、この子が元気に育つよう、皆様も優しい目で静かに見守ってあげてくださいね。

【ドルフィンウォッチング・スイム自主ルール遵守のお願い】

小笠原の海で暮らすイルカたちの生活に負荷がかからないように、そして、観察者の安全と快適性を確保するため、次に掲げる自主ルールの遵守にご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

- ひとつの群れにアプローチできる船は、船の大小を問わず4隻までとする。(ウォッチングのみの場合も含まれる)
- 2隻以上の船がひとつの群れにバッテリーグした場合、水中へのエントリー回数を1隻につき5回以下とする。

※ただし、必ずしも5回OKというものではなく、その時のイルカの状態や他船への配慮を考慮すること。

● 問合せ先 一般社団法人小笠原ホエールウォッチング協会 2-3215

◎マイマイのイマ 第六十三回「幻のプレデター」

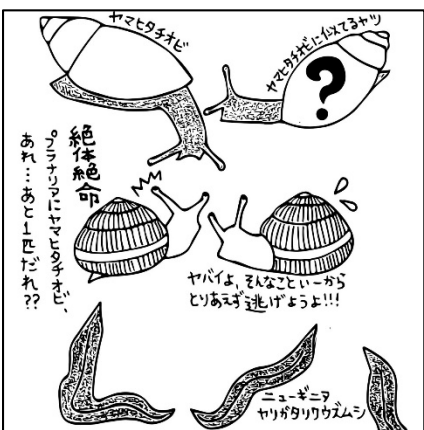
十六世紀以降、わかっているだけで約70種の動物が、地球上から絶滅したとされている。意外なのはその内訳だ。なんと四割が軟体動物(貝類)なのである。そして絶滅した軟体動物の八割は陸貝である。加えてその絶滅種の大半は、小笠原を含む太平洋を中心

とした島々の固有種だ。これらの絶滅を引き起こした最大の要因は外来種である。ハワイやタヒチなど、太平洋の多くの島々の陸貝を絶滅に追いやったのは、皮肉なことにヤマヒタチオビという肉食性の陸貝であった。彼らは外来種のアフリカマイマイを駆除するために北米から持ち込まれ、本来のターゲット以外の陸貝を食い尽くしてしまった。

実は戦後、ヤマヒタチオビはハワイから父島にも持ち込まれた。1980年代には夜明道路のそこかしこで、この恐ろしいプレデターが路肩に這い出しているのを見たものである。だが、90年代以降、彼らは父島からほぼ姿を消した。新たに渡来したもつと恐ろしいプレデター、ウズムシに食い尽くされたのである。父島は陸貝にとってかくも過酷な世界なのである。

ところで3年前のこと、ハワイでそれまでずっとヤマヒタチオビとされていた陸貝には、見かけがそっくりな別種が含まれていたことが判明した。ひとりと思っていた相手は、実はふたりだったのだ。

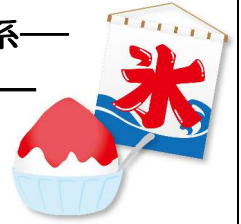
ということとは、かつて父島にいたヤマヒタチオビ。あれは本当にヤマヒタチオビだったのだろうか。今となっては知りようもないし、判ったところで何かが解決する訳でもないのだが、私にとってはちよつと気になる謎である。



【文】東北大学 千葉聡 【イラスト】橋本愛

# けんこう通信

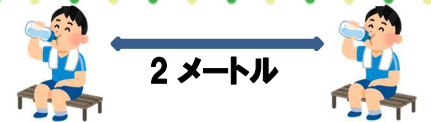
— 村民課福祉係 —  
— 第245号 —



## 新しい生活様式での熱中症予防

夏本番の季節になりました。そんな時に怖いのが、テレビでもよく耳にする熱中症や脱水症です。とくに今年は新型コロナウイルス感染症が流行する中、マスクの着用が必要になっており、さらに熱中症のリスクが高まっています。今回は、新しい生活様式での熱中症予防についてお伝えします。

### 熱中症予防行動の5つのポイント



#### ① 暑さを避けましょう

- 室内では…  
扇風機やエアコンで温度を調節  
遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- 屋外では…  
日傘や帽子の着用  
日陰の利用、こまめな休憩  
天気の良い日は日中の外出を避ける
- 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある洋服を着用  
保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、体を冷やす



#### ③ 適宜マスクをはずしましょう

- 屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避ける

#### ④ 日頃から健康管理をしましょう

- 日頃から体温測定、健康チェック
- 体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

#### ⑤ 暑さに備えた体力づくりをしましょう

- 「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度の運動を毎日30分程度（その際は水分補給を忘れずに、無理のない範囲で実施）

#### ② こまめに水分補給をしましょう

- 喉が渴いたら「脱水」の証拠  
喉が渴く前に水分補給
- 1日あたり1.2ℓを目安に（食事を除く）
- 大量に汗をかいた時には塩分も忘れずに

お酒は水分補給になりません。

1ℓのビールを飲むと、1.1ℓの水分が出て行くといわれています。



### 熱中症の症状は？

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
- 頭痛、吐き気、嘔吐、だるさ、力が抜ける、いつもと様子が違う

### 重症になると…

- 返事がおかしい、意識がなくなる、けいれん、体が熱い

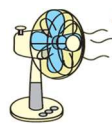


#### 熱中症の 応急処置

涼しい環境で休ませる



服を脱がせ体を冷やす



塩分や水分を補給する



けいれん・意識がない等は診療所へ



意識がない時は無理に飲ませない！

クジラ：マスクをしていると暑いけど、マスクははずしちゃいけないのかなと思っていたんだ。  
保健師：屋外で人と2メートル以上の距離がとれる場合は、マスクをはずしても大丈夫なんだね。  
保健師：高齢者や子ども、障害のある方は熱中症になりやすいので、3密（密集、密接、密閉）を避けながら、周囲の方からも積極的に声をかけることが大切です。  
クジラ：そうなんですね。わたしも近所のお年寄りに声をかけてみよう！

クジラの伝言板



村民課福祉係

2-3939

# 7月のカレンダー

日付	曜日	行事予定	日付	曜日	行事予定
1	水	都市計画原案の縦覧及び公述申出（～15日） 都ノヤギ排除	16	木	 入港日 小笠原中学校セーフティ教室 小笠原国立公園展（～8/29）
2	木	定期予防接種① 都ノヤギ排除	17	金	
3	金	 入港日 都ノヤギ排除	18	土	
4	土	東京都知事選挙繰上投票日（母島）	19	日	出港日 
5	日	東京都知事選挙投開票日（父島）	20	月	母島小中学校 夏休み図書館開放（～8/7） 育児学級（卒乳の会）（父島）
6	月	出港日 	21	火	国有林の森林生態系保護地域入林簡易講習会（父島・母島）
7	火	「ネコの島内譲渡」申込〆切 都ノヤギ排除	22	水	 入港日 会計年度任用職員の募集〆切
8	水	村民相談 都ノヤギ排除	23	木	海の日
9	木	 入港日 乳幼児健診・歯科健診（父島） 都ノヤギ排除	24	金	スポーツの日
10	金	中ノ平自立支援農業団地就農者の募集〆切	25	土	出港日 
11	土		26	日	
12	日	出港日 	27	月	
13	月	都ノヤギ排除	28	火	
14	火	母島巡回労働相談/都ノヤギ排除 定期予防接種②（父島） 乳幼児計測会（母島）	29	水	 入港日
15	水	行政相談所の開設 狂犬病予防注射（父島） 都ノヤギ排除	30	木	粗大ごみ収集（母島）
			31	金	特別定額給付金の申請期限 固定資産税（第2期）納期限 電話による無料法律相談